

第4回島原市庁舎整備懇話会

前回までの懇話会での意見について

・現在の島原市の本庁及び支所の事務所機能はどうなっているのか

(1) 本庁舎の役割 …… 1P

① 本庁舎にある事務所機能

② 本庁舎にある主な住民窓口

(2) 有明支所の役割 …… 4P

① 有明支所にある事務所機能

② 有明支所にある主な住民窓口

(3) 三会出張所の役割 …… 5P

① 三会出張所にある事務所機能

② 三会出張所にある主な住民窓口

(4) 本庁舎、支所、出張所における窓口件数の比較 …… 6P

・現在地での建替えは検討できないのか

(1) 新館の活用について …… 7P

① 耐震性の問題

② 構造上の問題

(2) 大手広場(通称)の活用について …… 9P

(3) 大手浜埋立地の活用について …… 10P

平成22年5月

島原市

前回までの懇話会での意見について

- ・現在の島原市の本庁及び支所の事務所機能はどうなっているのか

(1) 本庁舎の役割

① 本庁舎にある事務所機能

17部署 218人

市長公室	政策企画グループ
総務部	経営管理グループ 税務グループ 契約管財グループ
市民生活部	市民生活グループ 市民窓口グループ 環境グループ
福祉保健部	福祉保健総務グループ こども支援グループ 保険・健康増進グループ
産業振興部	観光・ジオパークグループ
まちづくり基盤 整備部	まちづくり管理グループ 建設整備グループ
議会事務局	
選挙管理委員会・公平委員会	
監査委員事務局	
会計室	

②本庁舎にある主な住民窓口

市民生活部市民窓口グループ

- ・住民票、戸籍、税証明の発行
- ・住所異動届、外国人登録
- ・印鑑登録
- ・出生届、死亡届、婚姻届などの戸籍届
- ・水道の各種申込
- ・国民年金関係の各種届出
- ・パスポート受付

市民生活部市民生活グループ(市民相談センター)

- ・消費者生活に関すること。
- ・市民の相談に関すること

総務部税務グループ

- ・市民税・国民健康保険税・軽自動車税に関すること
- ・納税証明・所得証明等・諸証明の発行に関すること
- ・土地家屋、償却資産に関すること
- ・税金の納入、相談に関すること

福祉保健部福祉保健総務グループ

- ・身体、知的、精神障害者福祉関係
- ・高齢者福祉関係
- ・戦没者援護関係
- ・原爆被爆者関係
- ・生活保護関係

福祉保健部こども支援グループ

- ・保育所、幼稚園関係
- ・こども手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当関係
- ・福祉医療費関係
- ・母子生活支援、家庭児童相談

福祉保健部保険・健康増進グループ

- ・後期高齢者医療関係
- ・介護保険関係
- ・国民健康保険関係

産業振興部観光・ジオパークグループ

- ・観光・ジオパーク案内

まちづくり基盤整備部まちづくり管理グループ

- ・市営住宅関係

会計室

- ・市の公金の納付
- ・収入印紙、県証紙等の販売

(2) 有明支所の役割

① 有明支所にある事務所機能

11部署 98名

有明支所	
市長公室	文化・スポーツ振興グループ
産業振興部	産業政策グループ 物産流通グループ 農林水産グループ
教育委員会	教育総務グループ 学校教育グループ 社会教育グループ
水道局	
農業委員会事務局	
会計室分室	

② 有明支所にある主な住民窓口

有明支所市民生活窓口
<ul style="list-style-type: none">・住民票、戸籍等の発行・住所異動届・印鑑登録・出生届、死亡届、婚姻届などの戸籍届・外国人登録・市民税・国民健康保険税・軽自動車税に関すること・納税証明・所得証明等・諸証明の発行に関すること・身体、知的、精神障害者福祉関係

- ・高齢者福祉関係
- ・戦没者援護関係
- ・原爆被爆者関係
- ・こども手当、(特別)児童扶養手当関係
- ・福祉医療費関係
- ・後期高齢者医療関係
- ・介護保険関係
- ・国民健康保険関係

水道局
・上水道関係

会計室分室
・市の公金の収納

(3) 三会出張所の役割

① 三会出張所にある事務所機能

2部署3名

三会出張所	
教育委員会	社会教育グループ三会公民館

②三会出張所にある主な住民窓口

三会出張所
・住民票、戸籍等の発行
・住所異動届
・印鑑登録
・出生届、死亡届、婚姻届などの戸籍届
・市の公金の収納
・納税証明・所得証明等・諸証明の発行に関すること
・こども手当関係
・福祉医療費関係
・後期高齢者医療関係
・介護保険関係
・国民健康保険関係

(4) 本庁舎、支所、出張所における窓口件数の比較

① 住民票関係事務受付件数

本庁舎 7,188件 支所 1,314件 出張所 223件

② 戸籍関係事務受付件数

本庁舎 6,504件 支所 298件 出張所 30件

③ 各種証明発行件数

本庁舎 60,636件 支所 13,080件 出張所 4,237件

*数字は、平成21年中の数字。本庁舎各種証明発行件数は税務課発行分を含む。

・現在地での建替えは検討できないのか。

(1) 新館の活用について

①耐震性の問題

本市においては、平成12年度に本庁舎の耐震診断調査を実施しました。

その調査の結果、構造耐震指標(Is値)は、もっとも低いところで本館が0.25、新館が0.3でした。

国の「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」(平成7年建設省告示第2089号)によると、Is値が0.3未満の場合は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」、0.3以上0.6未満の場合は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」、0.6以上の場合は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」とされております。

新館については、本館に比べるとやや数値は高いものの国の定める基準によりますと地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある建物となります。

②老朽化の問題

新庁舎は、昭和46年に建設されており、本館より新しいとはいえ建築後約40年を経過しており、毎年施設や設備の補修が必要と予想されます。また、構造上の問題からエレベーターの設置等のバリアフリー化も難しい状況であります。

◇ 「Is 値」とは

耐震性能は、 I_s 値 = 「構造耐震指標」で表され、この数値が大きいほど耐震性が高いとされています。一般的には、震度6強から7程度の規模の大地震発生時に安全であると考えられているレベルが0.6に設定されています。おおよその目安で0.6以上あれば倒壊等の危険性は低いということであり、それを下回った場合は、倒壊する危険性があると判断されます。

なお、防災拠点（特に重要な施設）や災害拠点の病院等の施設については、0.9以上がもとめられています。

〔 I_s 値の基準値〕

（「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」国土交通省）

・ 0.3未満の場合

地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

・ 0.3以上0.6未満の場合

地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

・ 0.6以上の場合

地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

◇ [耐震安全性の目標]（「官庁施設の総合耐震計画基準」国土交通省）

・ Ⅲ類（一般建築物） 0.6以上

・ Ⅱ類（学校施設等避難施設、防災拠点） 0.75以上

・ Ⅰ類（防災拠点（特に重要な施設）、災害拠点の病院等） 0.9以上

別表

区分	延床面積(m ²)	構造	建築(竣工)時期	IS値(構造耐震指標)	
本 庁 舎	本館	2,236.92	鉄筋コンクリート造3階建	S27.6.3	0.25
	新館	2,033.15	鉄筋コンクリート造4階建	S46.12.20	0.30
	別館	630.89	鉄骨造3階建	H4.11.19	—
	計	4,900.96			
有 明 庁 舎	本館	3,336.35	鉄筋コンクリート造3階建	S54.3.15	
	別館	438.00	鉄筋コンクリート造2階建	H元.1.31	
	車庫兼倉庫	302.83		H元.1.31	
	計	4,077.18			
合計	8,978.14				

島原市農村環境改善センター（三会出張所）

鉄筋コンクリート造り 2階建て

平成元年6月20日竣工

延床面積 1073.1m²

(2) 大手広場(通称)の活用について

大手広場と現在の本庁舎敷地を合わせて活用した場合、次のような利点及び問題が想定されます。

利点

①敷地面積が約2倍となりある程度まとまった広さの土地が確保できる。

問題となる点

①土地所有者の問題 大手広場は、ほとんどが市有地であるが一部、国有地、県有地があるため土地を購入する必要がある。

②道路の問題 大手広場は県道愛野島原線が中央を通る他複数の道路を含むため、まとまった土地として活用するには道路の付け替えが必要となる。

(3) 大手浜埋立地の活用について

大手浜埋立地と現在の本庁舎敷地を合わせて活用した場合、次のような利点及び問題が想定されます。

利点

広い敷地面積が確保できる。

問題となる点

①土地の形状の問題 大手浜埋立地と現在の本庁舎敷地の間には国道及び私有地がある為一体的な建物は建設できない。

②交通アクセスの問題 大手浜埋立地に移動するには鉄道踏切及び国道を横断する必要がある為、来庁者の利便性を考えた場合何らかの対応を考える必要がある。